

市税の減免措置の見直しについて
～見直し（素案）策定までのイメージ～

財政局税務部

- 全局・全区照会 （6月上旬照会 →6月下旬回答期限）
現在減免措置を実施している事項について、次の観点から照会
 - ①各局、各区からみて財政支援が必要か
 - ②財政支援が必要な場合、市税の減免措置を継続する必要があるか

- 税務部としての課題再整理 （平行作業）
3月に行った課題について再整理

- 照会回答結果を踏まえた整理 （7月中）
整理の基本的な考え方は次のとおり
 - ①財政支援の必要性を求める局・区がない場合
→原則、減免措置廃止
 - ②財政支援の必要性を求める局・区がある場合
(必要に応じて要望局・区のヒアリング実施)
→局・区と税務部の認識が一致した場合
具体的な手法について、検討
→局・区と税務部の認識が一致しない場合
基本的には当該局・区において財政支援措置について検討

- 税務部（案）作成 （7月末）

- 税務部（案）の検討 （8月上旬から中旬）
次のような方策で税務部（案）について検討
 - ①市政改革プロジェクトチームにおける検討
 - ②必要に応じて、公平性の観点から有識者による検討

- 見直し（素案）作成 （8月末）
戦略会議において確定